

# ETCコーポレートカード利用明細媒体利用規則

阪神高速サービス株式会社

(目的)

第1条 この規則は、阪神高速サービス株式会社（以下「会社」という。）が、ETCコーポレートカードにより阪神高速道路を利用した通行料金等の明細を、会社指定の媒体により提供する、ETCコーポレートカード利用明細媒体（以下「明細媒体」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 明細媒体の利用対象者は、原則として、利用実績（阪神高速道路以外の利用実績を含む。）のあるETCコーポレートカードの利用者とする。

(利用手続)

第3条 前条に規定する利用対象者（以下第3項及び次条において「利用申込者」という。）は、明細媒体を利用しようとする場合は、「申込書」（別記様式1）に必要事項を記載のうえ会社に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 前項に規定する承諾は、会社から「承諾書」（別記様式2）を交付することにより行うものとする。

3 利用申込者は、前項に規定する「承諾書」を受領した場合は、「誓約書」（別記様式3）を会社に提出しなければならない。

(届出事項の変更)

第4条 前条第3項の規定により誓約書を提出した利用申込者（以下「利用者」という。）は、同条第1項に規定する申込書の提出により会社に届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに「届出事項変更届」（別記様式4）に必要事項を記載のうえ、会社に提出しなければならない。

(明細媒体の提供等)

第5条 会社は、月毎の阪神高速道路の利用に係る明細媒体を1部当該利用の翌月の20日までに利用者に提供するものとする。

2 利用者は、提供を受けた明細媒体について、返却の必要はないものとする。

(再製)

第6条 利用者は、前条第1項の規定により提供を受けた明細媒体について、提供を受けた翌月の20日までの間に限り、当該明細媒体の再製を会社に依頼することができる。ただし、再製された明細媒体（以下「再製媒体」という。）は、会社が適当と認める範囲において元の明細媒体の内容と異なることがあるものとする。

- 2 利用者は、前項に規定する明細媒体の再製を依頼するときは、「再製依頼書」（別記様式5）により依頼するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、再製媒体の取り扱いについて準用する。

（利用価格等）

- 第7条 明細媒体の利用価格及び再製媒体の作成価格は、別紙明細媒体の利用価格及び再製媒体の作成価格表（以下「価格表」という。）のとおりとする。なお、明細媒体及び再製媒体の郵送に要する費用については、会社が負担するものとする。
- 2 価格表は、経済情勢の変動等により変更することがある。

（利用代金の納入時期等）

- 第8条 利用者は、当該年度に要する利用代金（再製媒体の作成代金を除く。）を、会社が送付する「請求書」（別記様式6）を受理した日の翌日から起算して30日以内に、会社に一括して前納するものとする。ただし、前納した利用代金は、当該年度終了後に、当該年度の走行件数により価格表に基づき精算するものとする。
- 2 前項ただし書きに規定する精算は、当該年度終了後に会社が送付する「精算書」（別記様式7）により行うものとする。
  - 3 利用者は、精算書により会社に精算代金を納付する必要がある場合には、会社が送付する「精算代金請求書」（別記様式8）を受理した日の翌日から起算して30日以内に、会社に一括して納めるものとする。
  - 4 会社は、精算書により媒体利用者に精算代金を返納する必要がある場合には、精算書を送付した日の翌日から起算して30日以内に、利用者に一括して納めるものとする。
  - 5 利用者は、再製媒体の作成代金を、会社が送付する「請求書（再製）」（別記様式9）を受理した日の翌日から起算して30日以内に、会社に一括して納めるものとする。
  - 6 第1項、第3項及び第5項に規定する納入に必要な費用については、利用者が負担するものとし、第4項に規定する納入に必要な費用については、会社が負担するものとする。

（遅延利息）

- 第9条 利用者は、前条に規定する利用代金、精算代金及び再製媒体作成代金の支払いを期日までに行わないときは、遅延日数に応じ年8.25%の率を乗じて得た額を遅延利息として支払うものとする。

(提供後の責任)

第10条 会社から利用者に明細媒体又は再製媒体を提供した後の責任は、原則として、利用者が負うものとする。

2 利用者は、提供された明細媒体又は再製媒体を原因として、阪神高速道路株式会社の後納料金を納入遅延してはならない。

(利用の中止)

第11条 利用者は、明細媒体の利用を中止しようとするときは、会社から明細媒体が提供される1ヶ月前までに「利用中止届」(別記様式10)を会社に提出するものとする。

2 利用者が前項に基づき明細媒体の利用を中止したときで、すでに会社が受領した利用代金について精算が必要なときは、精算するものとする。

3 前項に規定する精算には、第8条中第1項ただし書き及び第2項から第4項並びに第6項の規定を準用する。この場合において、第8条第1項ただし書き及び第2項「当該年度終了後」とあるのは、「利用中止届受理後」と読み替えるものとする。

(利用停止)

第12条 会社は、次の各号の一に該当するときは、明細媒体の利用を停止することができる。

一 利用者が、当該年度に要する利用代金の納入を期日より30日以上遅らせたとき。

二 その他会社が利用者として不適當であると認めたとき。

(委任)

第13条 利用者は、明細媒体及び再製媒体の受領及び受領に関するその他一切の事務を第三者に委任することができる。

2 利用者が前条に規定する委任を行うときは、「委任状」(別記様式11)により、会社に届け出なければならない。

(利用の有効期限)

第14条 会社が明細媒体を提供する期間は、当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに会社又は利用者が特段の意思表示を行わないときは更に1年間有効とし、以降期間満了の都度この例によるものとする。

(本規則の改定)

第15条 会社は、この規則の内容を変更する場合には、あらかじめその内容及び変更日を利用者に書面で通知するものとし、変更日以降は変更内容により本規則を履行するものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から実施する。

(2019年10月走行分から) 明細媒体の利用価格及び再製媒体の作成価格表

走行件数 (走行実績月平均)	価 格
1件 から 15,000件まで	5,238 円
15,001件 から 25,000件まで	10,476 円
25,001件 から 50,000件まで	15,714 円
50,001件 から 75,000件まで	20,952 円
75,001件 以上	26,191 円

※1ヶ月あたり価格、消費税含む

申込み先及びお問い合わせ先

阪神高速サービス株式会社 営業管理事業部  
〒552-0006  
大阪市港区石田3-1-25  
TEL 06-6571-9292  
FAX 06-6571-9293

受付時間 平日 9:30~17:00 (土日祝日・12/29~1/3を除く)

# **E T C利用明細媒体契約等書類様式**

( 6 枚 )

阪神高速サービス株式会社 営業管理事業部

【様式 1】

申 込 書

(申込日) 年 月 日

阪神高速サービス株式会社  
代表取締役社長 殿

住 所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
部署・担当者名	
電話番号	
F A X 番号	

私は、ETCコーポレートカード利用明細媒体利用規則の内容を承諾の上、  
データ提供サービスの利用を以下のとおり申し込みます。

お客様番号		
利用開始年月	年 月 走行分より	
受取方法 (希望方法に○印)	郵 送 ・ 窓口受取	
送 付 ・ 受 取 先 情 報	住所	〒
	氏名・名称 (法人名)	
	部署	
	担当者名	
	電話番号	

- ※ 申込者と異なる方を「送付・受取先」とされる場合は、委任状【様式 11】をご提出ください
- ※ 利用開始対象月の当月 20 日まで (弊社必着) の受付となります

阪神高速サービス(株)使用権

承認番号	受 付			備 考
	/	/	/	



【様式3】

本様式は、後日弊社より前受金ご請求書と一緒にご送付いたしますので、到着次第ご返送ください。

## 誓 約 書

年 月 日

阪神高速サービス株式会社  
代表取締役社長 殿

お客様番号	
住 所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
電話番号	

年 月 日付け第 号で承諾のあったETCコーポレート  
カード利用明細媒体の利用について、ETCコーポレートカード利用明細媒体利用規則  
及びこれに基づく貴社の措置に従うことを誓約します。

阪神高速サービス(株)使用欄

承認番号	受付			備考
	/	/	/	

【様式4】

届出事項変更届

(届出日) 年 月 日

阪神高速サービス株式会社  
代表取締役社長 殿

(変更前)

お客様番号	
住 所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
電話番号	

申込・届出内容に以下のとおり変更が生じますので、届け出いたします。

※ 変更が生じる項目のみ記入してください

※ 委任または委任先が変更となる場合は、委任状【様式11】をご提出ください

変更年月日		年 月 日 ( 年 月 走行分より変更)
お客様情報	お客様番号	
	住 所	〒
	氏名・名称 (法人名・代表者名)	
	部 署	
	電話番号・FAX 番号	
受取方法		郵 送 ・ 窓口受取
送付・受取先情報	住 所	〒
	氏名・名称 (法人名)	
	部 署	
	電話番号	

阪神高速サービス(株)使用権

承認番号	受付			備考
	/	/	/	

【様式5】

再 製 依 頼 書

(依頼日) 年 月 日

阪神高速サービス株式会社  
代表取締役社長 殿

お客様番号	
住 所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
電話番号	

ETCコーポレートカード利用明細媒体について、以下のとおり再製を依頼します。

対象年月	年 月走行分
再製を必要とする理由等	

※ 再製できる走行データは、これを当社が受領した日の属する月の前月又は前々月分に限りませ

阪神高速サービス(株)使用欄

承認番号	受付			備考
	/	/	/	

【様式10】

利 用 中 止 届

(届出日) 年 月 日

阪神高速サービス株式会社  
代表取締役社長 殿

お客様番号	
住 所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
電話番号	

私は、ETCコーポレートカード利用明細媒体の利用を以下のとおり中止したいので届け出いたします。

中止年月	年 月走行分から
中止事由	

※ 中止対象月の当月20日まで（弊社必着）の受付となります

阪神高速サービス(株)使用権

承認番号	受 付			備 考
	/	/	/	

【様式 1 1】

委 任 状

(記入日) 年 月 日

阪神高速サービス株式会社  
代表取締役社長 殿

代 理 人	住 所	〒
	氏名・名称 (法人名・代表者名)	
	部 署	
	担当者名	
	電話番号	

私は、上記の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

記

1. ETCコーポレートカード利用明細媒体の受領に関すること
2. ETCコーポレートカード利用明細媒体の受領に関する、その他一切の事務

以 上

(委任者)

お客様番号	
住 所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
電話番号	

阪神高速サービス(株)使用権

承認番号	受 付			備 考
	/	/	/	